中核的労働要求事項に関する方針声明

当社は、労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言に基づき、基本的権利に関する原則を尊重・促進・実現するため、以下の中核的労働基準を制定します。

1、児童労働の禁止、若年労働者への配慮

当社は、最低就業年齢に満たない児童に労働させない。18歳未満の若年従業員を夜勤や残業など、健康が損なわれる可能性のある危険業務に従事させません。

2、強制労働の禁止

当社は、あらゆる形態(強制、拘束、非人道的な囚人労働など)での強制労働を排除します。また、従業員の 雇用を自ら終了する権利を尊重します。

3、職業と雇用における差別の撤廃

当社は、雇用及び職業において差別がないことを保証します。また、法規制上定められている限度を超えて労働させません。そして、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金の支払いに配慮します。

4、結社の自由と団体交渉権の尊重

当社は、労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての結社の自由及び団体交渉権を尊重します。

2022年7月1日 株式会社オリバー 代表取締役社長 大川和昌